

# 茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針

令和2年3月

茅ヶ崎市



## 目次

はじめに	1 ページ
これまでの経緯	2 ページ
1  ごみ処理の現状	3 ページ
(1)  ごみ排出量	
(2)  ごみの内訳・分別状況	
(3)  ごみ処理経費	
2  ごみ処理の課題	7 ページ
(1)  ごみ処理施設（焼却灰の処理、施設整備）	
(2)  ごみ処理経費（経費の削減、財源の確保）	
3  ごみ排出量の削減目標	10 ページ
(1)  家庭系ごみ	
(2)  事業系ごみ	
(3)  削減効果	
4  ごみ減量に向けた施策	13 ページ
(1)  啓発の強化	
(2)  新たな施策の実施	
5  ごみ有料化の概要	15 ページ
(1)  概要	
(2)  国の動向	
(3)  効果	
(4)  実施状況	

- 6 本市におけるごみ有料化の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 ページ
  - (1) 実施時期
  - (2) 実施理由
  - (3) 対象品目
  - (4) 手数料
  - (5) 指定ごみ袋の種類・販売方法
  - (6) 減免措置
  
- 7 併用施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 ページ
  - (1) ごみ処理手数料の改定
  - (2) 戸別収集の検討
  
- 8 ごみ減量に向けた施策の実施にあたっての留意事項・・・・・・・・・・33 ページ
  - (1) 不適正排出等の対策
  - (2) 周知啓発と情報公開
  - (3) 評価と見直し
  
- 9 パブリックコメント実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34 ページ

## はじめに

大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成された大量廃棄型の社会は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題を引き起こしております。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指す上で、ごみの排出抑制や再生利用に努めることは、国民の責務となっております。

これまで茅ヶ崎市では、ごみの排出抑制や再生利用の推進に向けた取組として、資源物の品目拡大や4R活動に関する市民・事業者への啓発等を展開してまいりました。

市民・事業者の御理解、御協力のもと取組を進めてきた結果、ごみ排出量は減少傾向となつてはいるものの、一方で、ごみの分別が十分に徹底されていない実態も明らかになっており、市民・事業者の努力によりごみを減量する余地はまだまだ多く残されております。

また、本市では、最終処分場の使用期限の到来、老朽化に伴う施設整備といった大きな課題を抱えております。これらを解決し、市民生活に密接に関わるごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくためには、これまで以上にごみを減らすことが必要となります。

このような状況の中、これまでもごみの減量につながる様々な取組を実施してきましたが、既存の取組を継続するだけでは大幅なごみの減量は期待できないことから、更なるごみの減量を目指し、他市町村において先進的に取り組まれている施策について検討を進めてまいりました。

本方針は、これまでの検討内容、まちぢから協議会や単位自治会等をはじめとした市民の皆様からいただいた御意見、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、市としての考え方をとりまとめたものとなっております。

今後は、本市のごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくために、本方針でお示ししたごみ減量に向けた施策を推進してまいります。

市民・事業者の皆様におかれましては、更なるごみの減量に向け、日常生活や事業活動においてできる行動を積極的に展開していただくとともに、引き続き、本市の廃棄物行政に御理解、御協力くださるようお願い申し上げます。

令和2年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## これまでの経緯

時期	内容
H29 (2017) 年 10 月～ H30 (2018) 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ処理の課題」について、まちぢから協議会等を対象に意見交換会を実施（対象：13 地区まちぢから協議会等、6 単位自治会、参加者数：421 名）</li> </ul>
H30 (2018) 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（改訂）において「ごみ減量に関する施策（剪定枝の資源化、ごみ有料化、ごみ処理手数料の改定、戸別収集）」を位置づけ、本格的に検討を開始</li> </ul>
H30 (2018) 年 4 月～ H31 (2019) 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ処理の課題」について、単位自治会を対象に意見交換会を実施（対象：111 単位自治会、参加者数：2,708 名）</li> </ul>
H31 (2019) 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度第 2 回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会にて、「ごみの減量に向けた施策」について市長より審議会に諮問、「ごみ減量に向けた施策」について審議（以降 4 回の審議会において審議（平成 30 年度第 3 回（10 月）、第 4 回（12 月）、令和元年度第 1 回（5 月）、第 2 回（6 月））</li> </ul>
H31 (2019) 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ処理の課題」について、市民を対象に意見交換会を実施（参加者数：46 名）</li> <li>市議会環境厚生常任委員会から「ごみの減量対策を効果的にすすめるために」に関する政策提言を受理</li> </ul>
R 元 (2019) 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ減量に関する施策」について審議会より市長に答申</li> </ul>
R 元 (2019) 年 10 月～ R 2 (2020) 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」について、単位自治会を対象に説明会を実施（対象：84 単位自治会、参加者数：2,116 名）</li> </ul>
R 元 (2019) 年 10 月～ R 2 (2020) 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」について、事業者団体を対象に説明会を実施（対象：226 事業者）</li> </ul>
R 2 (2020) 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」について、市民を対象に説明会を実施（参加者数：12 名）</li> </ul>
R 2 (2020) 年 1 月 15 日～2 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」について、パブリックコメントを実施（意見提出者数：56 名、意見数：118 件）</li> </ul>
R 2 (2020) 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針」を策定</li> </ul>

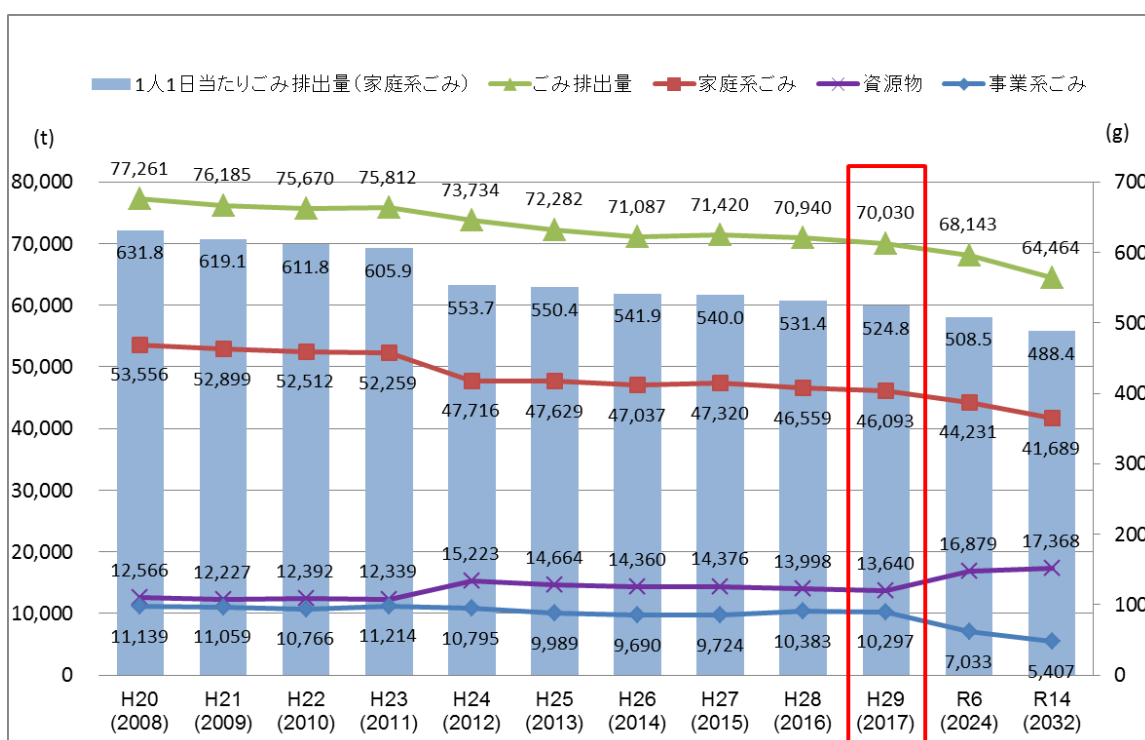
# 1 ごみ処理の現状

## (1) ごみ排出量

平成 29(2017)年度の本市のごみ排出量は 70,030 t となっています。市民・事業者の努力により、この 10 年間（平成 20(2008)年度比）で 7,231 t（9.4%）の減量が達成されています。

将来的に、令和 14(2032)年度のごみ排出量は平成 29(2017)年度と比べて、5,566 t（7.9%）の減量となることが見込まれています。

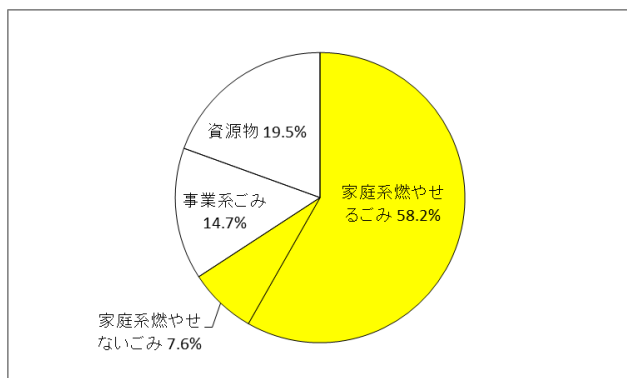
【図 1 ごみ排出量の推移】



## (2) ごみの内訳・分別状況

本市のごみ排出量の内、58.2%は家庭系燃やせるごみ、7.6%は家庭系燃やせないごみとなっており、家庭系ごみは全体の65.8%を占めています。また、14.7%は事業系ごみ、19.5%は資源物となっています。

【図2 ごみ排出量の内訳 (H29(2017)年度)】

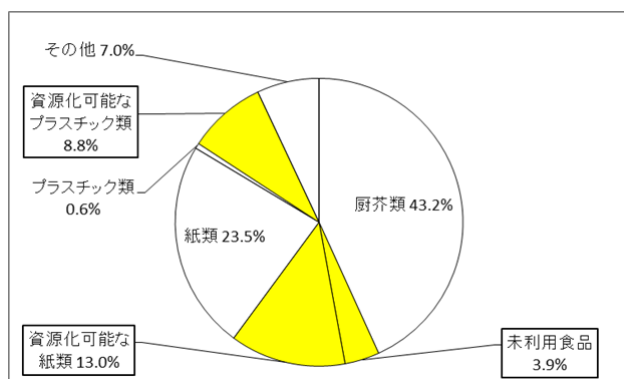


### ア 家庭系燃やせるごみ

組成分析の結果によると、家庭系燃やせるごみの中、43.2%は厨芥類（生ごみ）となっています。また、約4分の1にあたる25.7%\*は不適正に排出された資源化可能な資源物（紙類、プラスチック製容器包装類）や未利用食品となっており、分別が十分に徹底されていない実態や食品ロスの発生が明らかになっています。

※内訳は、紙類（13.0%）、プラスチック製容器包装類（8.8%）、未利用食品（3.9%）

【図3 家庭系燃やせるごみの内訳 (H28(2016)年度)】



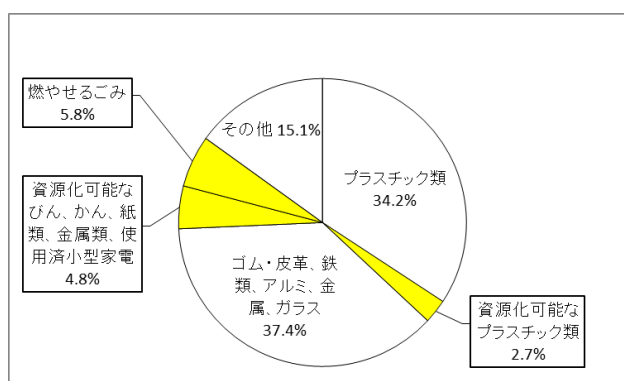


## イ 家庭系燃やせないごみ

組成分析の結果によると、家庭系燃やせないごみの内、34.2%はプラスチック類となっています。また、13.3%※は不適正に排出された資源化可能な資源物（プラスチック製容器包装類、びん・かん・金属類・使用済小型家電）や燃やせるごみとなっており、分別が十分に徹底されていない実態が明らかになっています。

※内訳は、プラスチック製容器包装類・ペットボトル（2.7%）、びん・かん・紙類・金属類・使用済小型家電（4.8%）、燃やせるごみ（5.8%）

【図4 家庭系燃やせないごみの内訳（H28(2016)年度）】

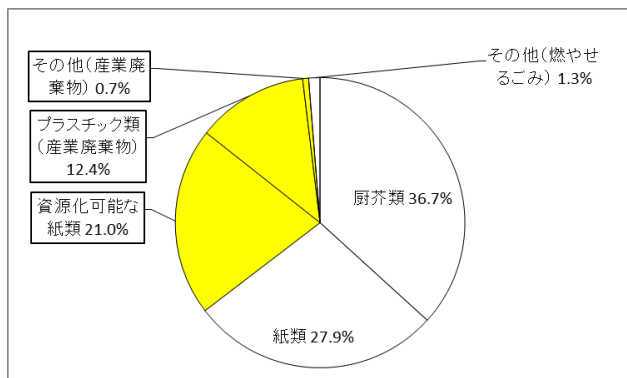


## ウ 事業系燃やせるごみ

組成分析の結果によると、事業系燃やせるごみの内、36.7%は厨芥類（生ごみ）となっています。また、34.1%※は不適正に排出された資源化可能な資源物（紙類）や産業廃棄物（プラスチック類等）となっており、分別が十分に徹底されていない実態が明らかになっています。

※内訳は、紙類（21.0%）プラスチック類（12.4%）、その他（0.7%）

【図5 事業系燃やせるごみの内訳（H28(2016)年度）】



### (3) ごみ処理経費

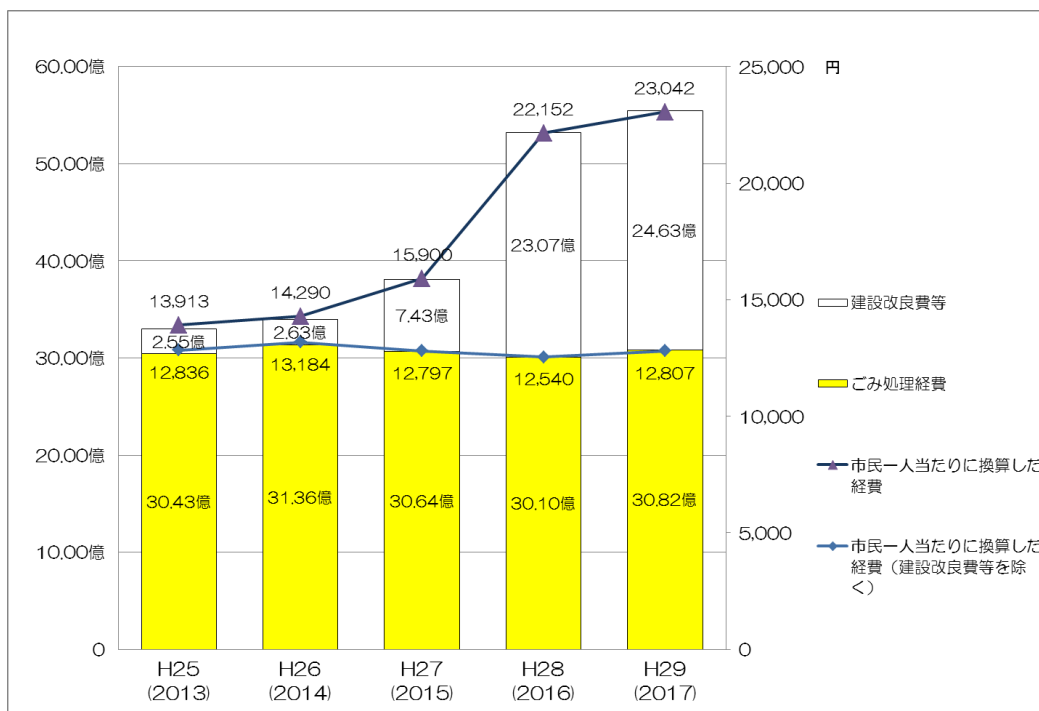
平成 29(2017)年度のごみ処理に掛かる総経費は 55 億 4,441 万円、市民一人当たりで換算した経費は 23,042 円となっています。

近年、ごみ処理に掛かる経費は増加傾向にあります。要因としては、毎年度 30 億円程度掛かっているごみ処理経費に加え、平成 27(2015)年度から 29(2017)年度にかけて実施した環境事業センター焼却処理施設基幹的設備改良工事に伴い、建設改良費等が増加したためです。

【表 1 ごみ処理経費、建設改良費等の推移】

	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
人口(人)	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618
ごみ排出量(t)	72,282	71,087	71,420	70,940	70,030
ごみ処理経費(万円)	304,291	313,551	306,380	301,013	308,160
建設改良費等(万円)	25,528	26,294	74,293	230,746	246,281
総経費(万円)	329,819	339,845	380,673	531,759	554,441
市民一人当たりで換算した経費(円)	13,913	14,290	15,900	22,152	23,042
市民一人当たりで換算した経費(建設改良費等を除く)(円)	12,836	13,184	12,797	12,540	12,807

【図 6 ごみ処理経費、建設改良費等の推移】



## 2 ごみ処理の課題

### (1) ごみ処理施設（焼却灰の処理、施設整備）

#### ア 最終処分場の使用期限到来後の焼却灰の処理

ごみを燃やした際に発生する焼却灰については、約7割を市内の堤十二天一般廃棄物最終処分場に埋め立て、残りの約3割を市外において再資源化するなどして処理しています。

最終処分場については、使用できる期間が令和15(2033)年度までとなっており、今後新たに最終処分場を建設することは用地確保の問題から極めて困難です。そのため、最終処分場の使用期限到来後の焼却灰は、多額の経費を投じ全量を市外で処理しなければなりません。

今後は将来を見据え、発生する焼却灰の量を減らし処理経費を削減するため、これまで以上に焼却対象となるごみの減量に取り組んでいくことが必要です。

#### イ 老朽化に伴う施設整備

本市のごみを処理しているごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、寒川広域リサイクルセンターの3施設については、令和15(2033)年度までの期間においてそれぞれの施設の老朽化に対応するための整備を適宜多額の経費を投じて行わなければなりません。

今後は将来を見据え、処理するごみの量を減らし施設の負荷軽減や新たに整備する施設規模の縮小を図ることで施設整備に要する経費を抑制するため、これまで以上に処理対象となるごみの減量に取り組んでいくことが必要です。

【表2 ごみ処理施設の概要】

施設名	概要
堤十二天一般廃棄物最終処分場	<ul style="list-style-type: none"><li>ごみ焼却処理施設で発生した焼却灰を埋め立てる施設</li><li>使用期限は令和15(2033)年度まで</li><li>今後、新たに施設を建設することは、用地確保の問題から極めて困難</li><li>埋立てができなくなるR16(2034)年度以降は、焼却灰の全量(約7,000t)を市外において処理(再資源化等)することが必要</li><li>焼却灰の再資源化には、1t当たり約5万円の経費が必要</li><li>R16(2034)年度以降の焼却灰の再資源化等の経費は、3億5,000万円になる見込み</li></ul>
ごみ焼却処理施設	<ul style="list-style-type: none"><li>ごみを焼却する施設</li><li>H27(2015)～29(2017)年度に大規模修繕による延命化を実施</li><li>設備機器の耐用年数が過ぎるR15(2033)年度を目途に整備が必要</li></ul>

粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせないごみ、大型ごみ等を破碎する施設</li> <li>老朽化に伴い、新たに施設を建設</li> <li>R7(2025)年度より新施設に移行</li> </ul>
寒川広域リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物を処理する施設</li> <li>H24(2012)年度から稼働</li> <li>稼働後20年を過ぎる頃には大規模修繕等の検討が必要</li> </ul>

【図7 整備等のスケジュール】

施設等	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	経費(推計)
堤十二天最終処分場 (H16(2004)年度稼働)	稼働	稼働																			埋立終了	再資源化経費(推計) 3億5,000万円/年					
	焼却灰の再資源化(一部)																				再資源化(全量)						
ごみ焼却処理施設 (H7(1995)年度稼働)	稼働	稼働																			施設整備費(推計) 169億円						
	修繕																					整備(修繕または建設)					
【現】粗大ごみ処理施設 (S52(1977)年度稼働)	稼働	稼働																			施設整備費(推計) 41億円						
【新】粗大ごみ処理施設 (R7(2025)年度稼働)	建設	稼働																			施設整備費(推計) 15億円						
寒川広域リサイクルセンター (H24(2012)年度稼働)	稼働	稼働																			施設整備費(推計) 15億円						
	整備(修繕または建設)																										

※ごみ焼却処理施設、寒川広域リサイクルセンターの整備時期は現時点での予測

※ごみ焼却処理施設、寒川広域リサイクルセンターの経費は現施設整備時のもの(詳細は未定)

## (2) ごみ処理経費(経費の削減、財源の確保)

本市のごみ処理には、毎年度30億円を超える経費が掛かっています。今後は、最終処分場の使用期限到来後の焼却灰の処理に掛かる経費や施設整備に掛かる経費が増大していくことが見込まれています。

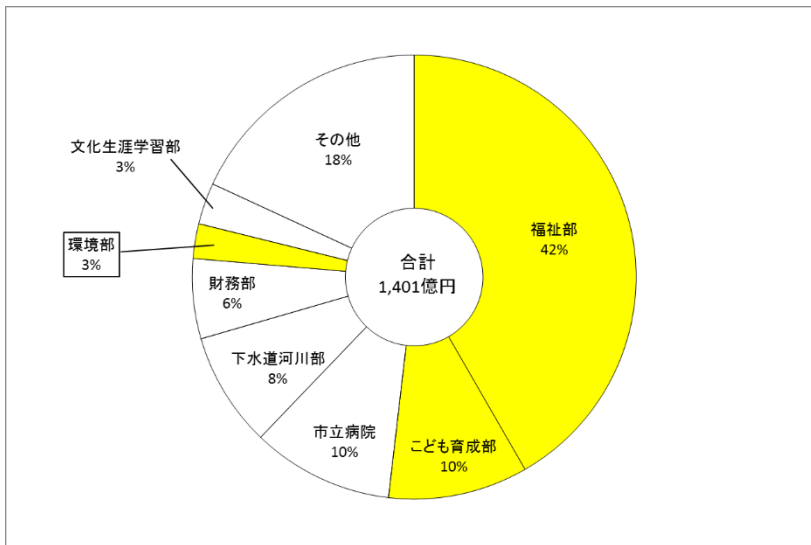
本市の予算の内訳を見ると、ごみ処理等の環境に掛かる予算は全体の3%となっており、福祉や子育てに関する予算が全体の52%を占めている状況となっています(図8参照)。

さらに、近年の社会状況の変化に伴い、福祉や子育てに関する経費は今後も右肩上がりに増大していくことが見込まれています(図9参照)。

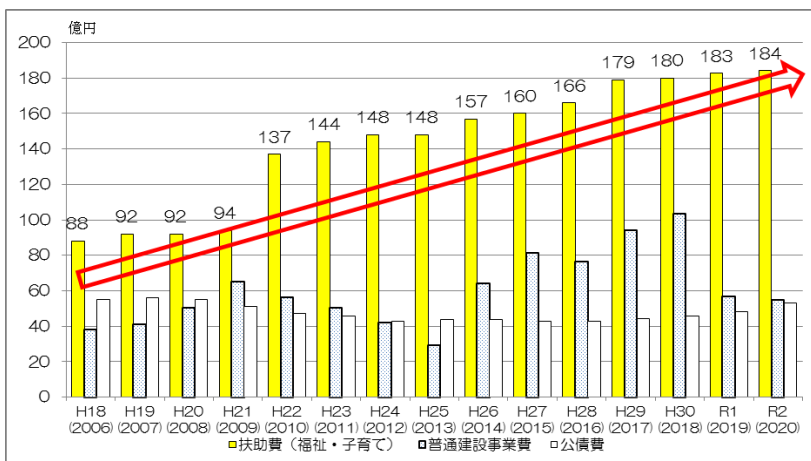
一方、市税収入については、本市の人口の推移に伴い横ばいとなっており、今後これまで以上の税収を期待することはできません(図10参照)。

このような厳しい財政状況を踏まえ、将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、これまで以上にごみの減量に取り組むことで処理経費の削減を図るとともに、焼却灰の処理や施設整備等に必要となる財源を確保することが必要です。

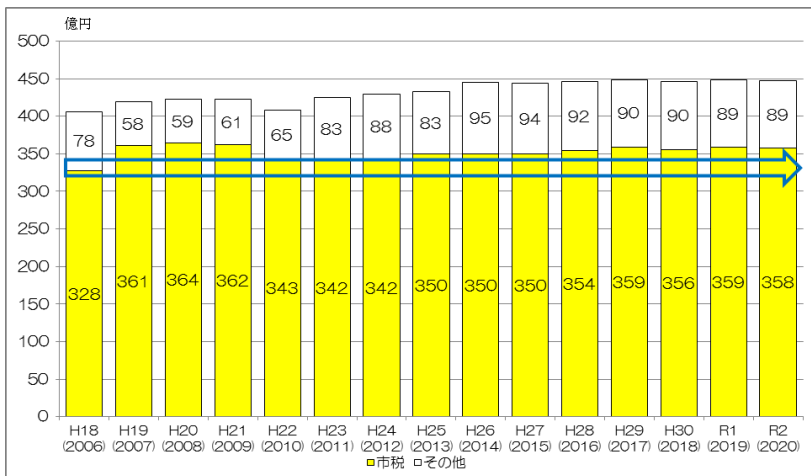
【図8 H30(2018)年度当初予算編成】



【図9 性質別経費の推移及び見込み】



【図10 市税収入等の推移及び見込み】



### 3 ごみ排出量の削減目標

#### (1) 家庭系ごみ

##### ア ごみの排出状況

組成分析の結果によると、家庭系ごみに占める不適正排出の割合は、家庭系燃やせるごみで25.7%、家庭系燃やせないごみで13.3%となっています。この割合を平成29(2017)年度のごみ排出量に換算すると、家庭系ごみ46,093tの内、24.3%にあたる11,189tが不適正に排出されていることになります。

【表3 家庭系ごみの排出状況】

		排出量 (t)	割合 (%)
家庭系燃やせるごみ	適正排出	30,305	74.3
	不適正排出	10,483	25.7
	小計	40,788	100.0
家庭系燃やせないごみ	適正排出	4,599	86.7
	不適正排出	706	13.3
	小計	5,305	100.0
家庭系ごみ	適正排出	34,904	75.7
	不適正排出	11,189	24.3
	合計	46,093	100.0

##### イ 削減目標

ごみの適正排出が十分に行われていない実態から、市民一人ひとりが分別を徹底すれば、本市のごみはまだまだ削減することが可能です。

最終処分場の使用期限を見据え、今後は、市民への啓発や新たなごみ減量施策を実施することで、焼却対象となるごみの削減を図ります。

具体的な削減目標としては、家庭系ごみに占める不適正排出の割合(24.3%)と将来見込まれる人口減少に伴うごみの自然減を踏まえ、最終処分場が使用できなくなる令和16(2034)年度までに、家庭系ごみ排出量を平成29(2017)年度の46,093tから34,570t(平成29(2017)年度比25.0%減)まで削減することを目指します。

【表4 家庭系ごみ排出量及び削減量】

H29(2017)年度家庭系ごみ排出量	46,093 t
R16(2034)年度家庭系ごみ排出量 (H29(2017)年度比25.0%減)	【目標値】34,570 t
削減量	11,523 t

## (2) 事業系ごみ

### ア ごみの排出状況

組成分析の結果によると、事業系燃やせるごみに占める不適正排出の割合は34.1%となっています。この割合を平成29(2017)年度のごみ排出量に換算すると3,370tが不適正に排出されていることとなります。

【表5 事業系燃やせるごみの排出状況】

		排出量 (t)	割合 (%)
事業系燃やせるごみ	適正排出	6,514	65.9
	不適正排出	3,370	34.1
	小計	9,884	100.0

### イ 削減目標

ごみの適正排出が十分に行われていない実態から、事業者が分別を徹底すれば、本市のごみはまだまだ削減することが可能です。

最終処分場の使用期限を見据え、今後は、事業者への啓発や新たなごみ減量施策を実施することで、焼却対象となるごみの削減を図ります。

具体的な削減目標としては、事業系燃やせるごみに占める不適正排出の割合(34.1%)と将来見込まれるごみの自然減を踏まえ、最終処分場が使用できなくなる令和16(2034)年度までに、事業系燃やせるごみ排出量を平成29(2017)年度の9,884tから4,942t(平成29(2017)年度比50.0%減)まで削減することを目指します。

【表6 事業系燃やせるごみ排出量及び削減量】

H29(2017)年度事業系燃やせるごみ排出量	9,884 t
R16(2034)年度事業系燃やせるごみ排出量 (H29(2017)年度比50.0%減)	【目標値】4,942 t
削減量	4,942 t

### (3) 削減効果

平成 29(2017)年度の焼却灰の発生量は 8,063 t となっています。この内、5,789 t を市内の最終処分場に埋め立て、残りの 2,274 t を市外において再資源化するなどして処理しています。

最終処分場が使用できなくなる令和 16(2034)年度の焼却灰の発生量は約 7,000 t と見込まれており、これら全量を再資源化するには 3 億 5,000 万円の経費が必要となります。

市民・事業者が分別を徹底し、ごみ排出量を目標どおりに削減できた場合は、令和 16(2034)年度の焼却灰の発生量は約 5,800 t、経費は 2 億 9,000 万円となり、約 6,000 万円を削減することが可能となります。

【表 7 焼却灰の発生量及び削減量】

R16(2034)年度焼却灰の発生量（見込み）	7,000 t
R16(2034)年度焼却灰の発生量（削減目標を達成した場合）	5,800 t
削減量	1,200 t

【表 8 焼却灰の再資源化経費及び削減効果額】

R16(2034)年度焼却灰の再資源化経費（見込み）	3 億 5,000 万円
R16(2034)年度焼却灰の再資源化経費（削減目標を達成した場合）	2 億 9,000 万円
削減効果額	6,000 万円

※再資源化には、1 t 当たり約 5 万円の経費が必要



## 4 ごみ減量に向けた施策

### (1) 啓発の強化

ごみの減量を推進するためには、排出者である市民・事業者の理解と協力が必要です。

分別が十分に徹底されていない実態を踏まえ、市民・事業者が一体となり積極的にごみ減量に取り組んでいただけるよう、今後はこれまで実施してきた啓発に加え、市民・事業者との直接対話形式による意見交換会を開催するなど、更なる啓発の強化に努めます。

啓発にあたっては、若年層や自治会未加入者、個人事業主や中小企業等を含む全ての市民・事業者を対象にきめ細やかな情報発信を行うことで、ごみ減量に向けた意識の変革を促します。

【表9 啓発手法】

	実施内容
各種媒体	ごみ通信ちがさき、広報紙、ごみと資源物の分け方・出し方、小学生向け副読本、チラシ、ホームページ、液晶広告（市庁舎・神奈中バス）、ハーモニアスちがさき（広報番組）
イベント	環境フェア、市民まつり、なんでも夜市、レインボーフェスティバル、生活環境展、消費生活展、料理教室、フードドライブ（未使用品の利活用）
説明会	意見交換会、出前講座、施設見学会、環境指導員会議、小学生向け環境学習
補助金等	コンポスト、電動生ごみ処理機、資源物回収補助金
各種調査	搬入物調査、事業所訪問、減量化計画書の提出

## (2) 新たな施策の実施

本市ではこれまで、様々な手法によりごみの減量に取り組んできました。その結果、市民・事業者の努力によりごみ排出量は減少傾向となっています。しかし、啓発だけのごみ減量効果は限定的であり限界もあることから、新たに次の施策を実施します。

### ア 新たな分別・資源化の実施

これまでごみとして処理していた品目を資源物として扱うことでごみの減量が図られるよう、剪定枝の資源化を実施します。

【表 10 資源化の品目】

実施済みのもの	びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類、使用済小型家電
今後実施するもの	剪定枝

### イ ごみ有料化の実施

本市のごみ処理の課題を踏まえ、将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、これまで以上にごみの減量に取り組んでいくことが必要です。

今後は、全国の市町村でも多く導入され、ごみ排出量の大幅な削減につながる施策であるごみ有料化を実施します。また、併用施策としてごみ処理手数料の改定についても実施します。

## 5 ごみ有料化の概要

### (1) 概要

ごみ有料化とは、ごみ処理に要する経費の一部をごみ排出者である市民・事業者へ手数料として御負担いただく制度です。

### (2) 国の動向

国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、平成 12(2000)年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、廃棄物の発生抑制など関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成 17(2005)年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。この改正では、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針としてごみ有料化を推進するべきことが明確化されています。

さらに、平成 19(2007)年には、市町村がごみ有料化を導入する際の参考として「一般廃棄物処理有料化の手引き」が作成され、ごみ有料化は市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づけられています。

### (3) 効果

ごみ有料化の効果として、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、市民・事業者の意識改革等が挙げられます。

#### ア 排出抑制や再生利用の推進

排出量に応じて手数料を負担するごみ有料化を導入することで、費用負担を抑えようとする意識が生まれ、ごみ排出量の抑制につながります。

ごみ排出量の大小は、将来整備を行う施設の規模や時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することができれば、施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の負荷軽減を図ることも可能となります。

#### イ 公平性の確保

排出量に応じて手数料を負担するごみ有料化を導入することで、費用負担の公平性が確保できます。

市税のみを財源としてごみ処理を実施する場合は、排出量の多い方と努力してごみを減量している方との間で費用負担に明確な差がつきません。また、住民登録地と実際の居住地が異なるなどの理由により、納税していない市町村のごみ処理サービスを受けるという不公平の解消にもつながります。

#### ウ 市民・事業者の意識改革

排出量に応じて手数料を負担するごみ有料化を導入することで、ごみを排出する際の意識改革につながります。

市民にあっては、簡易包装製品や詰替製品等ごみの発生が少ない商品の選択や不要不急の商品購入、製品の再使用が期待されます。事業者にあっては、分別の徹底、再利用等による発生抑制効果が期待されます。

#### エ その他の効果

ごみの排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減少することで、環境負荷やごみ処理経費の低減が期待されます。

また、手数料収入を将来必要となる焼却灰の処理や施設整備の財源とすることができます。

#### (4) 実施状況

##### ア 全国の状況

全国の1,741市町村のうち1,110市町村（実施率63.8%、人口比率42.2%）がごみ有料化を実施しています。

【表11 全国市区町村の有料化実施状況（H30(2018)年10月）】

	総数	有料化実施	有料化実施率
市（区）	814	471	57.9%
町	744	519	69.8%
村	183	120	65.6%
合計	1,741	1,110	63.8%

出典：山谷修作「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2018年10月現在）」

##### イ 神奈川県の場合

神奈川県では、19市のうち4市（21.1%）が各市のごみ処理の実情に応じ、ごみの減量方策としてごみ有料化を実施しています。

【表12 県内各市の有料化実施状況（H31(2019)年4月）】

	実施時期	実施理由
大和市	H18(2006)年7月	ごみ排出量の増加に伴う、ごみの減量化
藤沢市	H19(2007)年10月	最終処分場の維持を目的とした、ごみの減量化
鎌倉市	H27(2015)年4月	焼却施設の使用期限に伴う、ごみの減量化
逗子市	H27(2015)年10月	最終処分場の維持を目的とした、ごみの減量化

## 6 本市におけるごみ有料化の実施内容

### (1) 実施時期

制度の準備期間や市民・事業者への周知期間を十分に確保した上で、令和4年(2022)4月から実施します。

### (2) 実施理由

本市では、ごみの適正排出が十分に行われていない実態から、市民・事業者が分別を徹底すれば、まだまだごみを削減することが可能な状況となっています。

また、本市が抱える2つの課題として、最終処分場の使用期限到来後の焼却灰の処理や老朽化に伴う施設整備といったごみ処理施設に関する課題、厳しい財政状況におけるごみ処理経費の削減や財源の確保といったごみ処理経費に関する課題に対応していかなければなりません。

これらの現状や課題を踏まえ、市民生活に密接に関わるごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくためには、これまで以上にごみの減量に取り組んでいくことが必要であることから、経済的インセンティブを活用したごみの効果的な排出抑制方策であり、全国の市町村でも導入され実績が挙がっているごみ有料化を実施します。

### (3) 対象品目

対象とする品目については、家庭系ごみは「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」、事業系ごみは「燃やせるごみ」とします。また、一部の品目については対象外とします。

【表 13 対象品目 (家庭系ごみ)】

区分	品目
有料化の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせるごみ</li> <li>燃やせないごみ</li> </ul>
有料化の対象外 (無料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせるごみのうちの一部(ボランティア清掃ごみ、紙おむつ(尿とりパッド)、腹膜透析により生じる廃棄物、ストーマ装具、草・葉)</li> <li>燃やせないごみのうちの一部(蛍光灯、乾電池、水銀式体温計)</li> <li>資源物</li> </ul>

【表 14 対象品目 (事業系ごみ)】

区分	品目
有料化の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせるごみ(一般廃棄物に該当する品目のみ)</li> </ul>

※ 自己処理の原則に基づき、燃やせるごみで産業廃棄物に該当する品目、燃やせないごみ、資源物については事業者の責任において処理することとする。

#### (4) 手数料

##### ア 料金体系

手数料の料金体系については、排出するごみの全量を対象に排出量に応じて排出者が手数料を負担する「均一従量制」が最も簡便でわかりやすく、運用に要する費用が低い方式であるとされています。

また、一定の排出量までは手数料が無料であり一定量を超えると排出量に応じて排出者が手数料を負担する「一定量無料型」に比べ、ごみの減量効果が高いことから、有料化を実施している全国の471市のうち446市(94.7%)で採用されています。

このような理由から県内でごみ有料化を実施している4市でも「均一従量制」が採用されており、本市においても「均一従量制」を採用します。

##### イ 徴収方法

手数料の徴収方法については、「指定ごみ袋」や「ごみ袋に添付するシール」を販売・購入する方法が標準的であるとされています。

「指定ごみ袋」と「シール」には、それぞれメリットとデメリットがありますが、排出量に応じた手数料を徴収することが容易であり負担の公平性が確保しやすいといった理由から、全国の多くの市町村で「指定ごみ袋」が採用されています。

このような理由から県内でごみ有料化を実施している4市でも、指定販売店(スーパー、コンビニエンスストア等)において、市が指定する専用のごみ袋の代金として、手数料を徴収する方法をとっており、本市においても「指定ごみ袋」を採用します。

【表15 指定ごみ袋とシールのメリット・デメリット】

徴収方法	メリット	デメリット
指定ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予め容量が決められた指定のごみ袋を購入するため、排出量に応じた手数料の徴収が容易である</li><li>・ 負担の公平性が確保しやすい</li><li>・ 減量の効果が実感しやすい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一定の保管スペースが必要となる</li></ul>
シール	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保管スペースが少なくすむ</li><li>・ レジ袋などを再利用することができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 袋の容量に見合った金額のシールを貼ることが難しいため、排出量に応じた手数料の徴収が困難である</li><li>・ 負担の公平性が確保しにくい</li><li>・ 減量の効果が実感しにくい</li></ul>

## ウ 料金水準

ごみ有料化によって減量効果を高めるには、排出者に対して減量を促す程度の料金水準を設定する必要があるとされています。

また、周辺市町村における料金水準等を考慮することも重要であるとされています。

さらに、市民の受容性を無視した料金水準は、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もあることから、制度を円滑かつ効果的に運営するために、市民の受容性に配慮することが適切であるとされています。

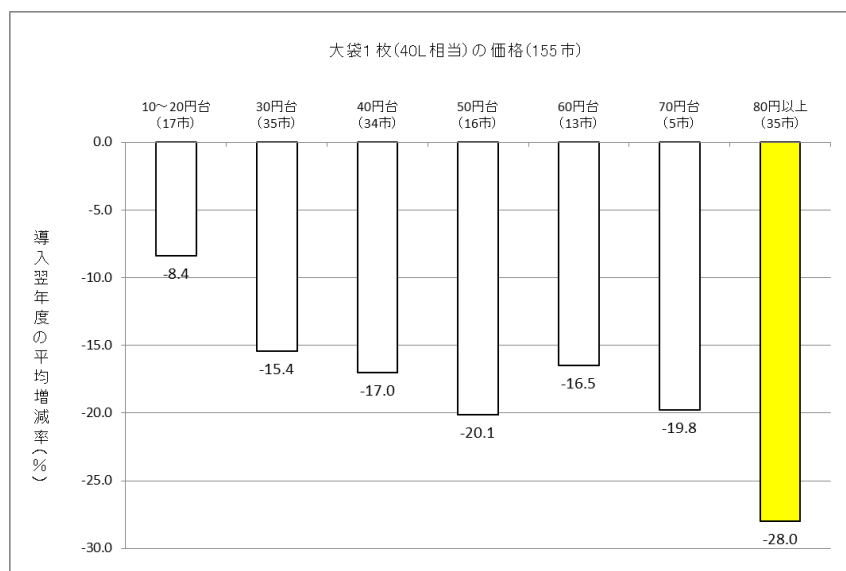
### (ア) 家庭系ごみ袋

#### a 設定金額

本市では、最終処分場が使用期限を迎える令和 16(2034)年度までに、家庭系ごみ排出量を平成 29(2017)年度に比べ 25.0%削減することを目指しています。

全国の有料化に関する調査結果(図 11)を見ると、25.0%の減量効果を得るためには大袋(40L 相当)1枚の単価を 80 円以上に設定することが効果的であること、また、神奈川県内の状況(表 16)を見ると、導入年度の料金水準として「1L 当たり 2.0 円」を設定していることから、本市においても「1L 当たり 2.0 円」を料金水準として設定します。

【図 11 手数料水準と家庭系ごみ(可燃、不燃、粗大ごみ)排出原単位\*の減量効果(H12(2000)年度以降有料化導入・均一従量制 155 市)】



出典：山谷修作「2000年度以降家庭ごみ有料化 155 市のごみ減量効果(2018年6月掲載)」

※1人1日あたりのごみ排出量



【表 16 県内 4 市の料金水準】

	導入年度	大袋(40L相当)の価格(円)	1Lあたりの単価(円)
大和市	H18.7(H21.4手数料改定)	80(64)	2(1.6)
藤沢市	H19.10	80	2
鎌倉市	H27.4	80	2
逗子市	H27.10	80	2

【表 17 家庭系ごみ(可燃、不燃、粗大ごみ)排出原単位の減量効果(県内4市)】

原単位(g)	導入前年度	導入年度 (1年目)	導入翌年度 (2年目)	導入3年目	導入4年目	導入5年目
大和市	643.1	528.6	457.4	457.8	460.4	451.0
藤沢市	558.2	479.9	442.5	439.8	438.4	436.2
鎌倉市	418.7	341.3	342.8	337.5	-	-
逗子市	577.9	483.7	372.1	368.2	-	-

増減率(%)* (導入前年度比)	導入前年度	導入年度 (1年目)	導入翌年度 (2年目)	導入3年目	導入4年目	導入5年目
大和市	-	-17.8	-28.9	-28.8	-28.4	-29.9
藤沢市	-	-14.0	-20.7	-21.2	-21.5	-21.9
鎌倉市	-	-18.5	-18.1	-19.4		
逗子市	-	-16.3	-35.6	-36.3		
平均増減率	-	-16.7	-25.8	-26.4	-24.9	-25.9

※ごみ有料化の導入前年度に対する当該年度の増減率

b 手数料収入等の見込み

県内4市の状況を参考に試算した本市の手数料収入、有料袋作製・流通等経費（作製、保管配送、受注、手数料の収納に関する経費、市から販売店に支払う販売手数料）、収支の見込みは次のとおりです。

【表 18 手数料収入の見込み】

人口 (H29. 10)	手数料収入 (有料袋売上額) (A)	有料袋作製・ 流通等経費 (B)	収支 (A) - (B)	市民1人当たり 負担額(年額) (A) ÷ 人口
240,046人	3億5,300万円	1億2,000万円	2億3,300万円	1,471円

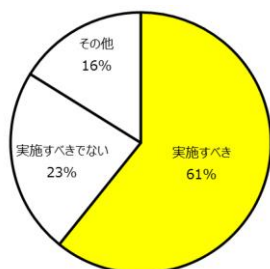
c 市民の受容性の検証

平成30(2018)年度に実施した「ごみ処理の課題に関する意見交換会」におけるアンケート結果によると、ごみ有料化について、全体の61%が「有料化を実施すべき」と回答しています。また、ごみ有料化を導入する場合の1人当たりの年間負担額について、全体の70%が「1,500円/年以内」と回答していることから、1,471円という金額は市民の受容性を満たす水準であると考えられます。

【図 12 意見交換会アンケート結果】

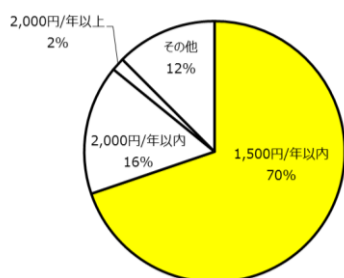
質問：ごみ処理有料化について、どう思いますか。

回答：実施すべき（1,241人）、実施すべきでない（474人）、その他（332人）、合計（2,047人）



質問：ごみ有料化を導入する場合、1人当たりいくらが適当だと思いますか。

回答：1,500円/年以内（1,344人）、2,000円/年以内（311人）、2,000円/年以上（31人）、その他（238人）、合計（1,924人）



## (イ) 事業系ごみ袋

### a 事業系ごみの収集

本来、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされていることから、事業系ごみについては原則自己処理としますが、経済的配慮や利便性の観点から排出量が一定以下の小規模事業者（飲食店、個人事務所等）に限り、有料で収集することとします。

なお、事業者が排出する場合には、現在と同様に、集積場所の使用に関して事前に自治会の承諾を得ることを条件とした上で、排出量については、家庭系ごみと同程度の1回あたり40Lまでに制限します。

### b 設定金額

周辺市町村における料金水準、本市の小規模事業者に対する激変緩和を考慮し、藤沢市と同様に本市においても「1L当たり7.5円」を料金水準として設定します。

エ 手数料の使途

手数料の使途としては、指定ごみ袋の作製・流通に掛かる経費を差し引いた上で、残額は本市のごみ処理の課題を踏まえ、焼却灰の処理経費や施設整備費等に充当します。

(ア) 経費の見込み

【表 19 焼却灰の処理経費】

時期		処理経費
R4(2022)年度～15(2033)年度、12カ年の合計	最終処分場使用可	23.0 億円
R16(2034)年度以降、毎年度	最終処分場使用不可	2.9 億円

【表 20 施設整備費】

施設※	整備時期	施設整備費		
		市負担額	国交付金等	合計
焼却処理施設	R15(2033)年度頃	9.0 億円	160.0 億円	169 億円
粗大ごみ処理施設	R6(2024)年度	2.6 億円	38.4 億円	41 億円
リサイクルセンター	R14(2032)年度頃	0.8 億円	14.2 億円	15 億円
合計		12.4 億円	212.6 億円	225 億円

※ 焼却処理施設、リサイクルセンターの整備時期は現時点での予測

※ 焼却処理施設、リサイクルセンターの施設整備費は現施設整備時のもの（詳細は未定）

(イ) ごみ有料化による手数料収入の見込み（毎年度）

【表 21 手数料収入】

手数料収入（有料袋売上額）	有料袋作製流通経費	収支
3.5 億円	△1.2 億円	2.3 億円

(ウ) 収支の見込み

【表 22 収支】

		R4(2022)～15(2033)		R16(2034)以降
		12カ年の合計	(毎年度の平均)	毎年度
歳出	焼却灰の処理経費	23.0 億円	(2.95 億円)	2.9 億円
	施設整備費	12.4 億円		—
歳入	手数料収入	27.6 億円	(2.3 億円)	2.3 億円
差し引き（不足額）		△7.8 億円	(△6,500 万円)	△6,000 万円

(5) 指定ごみ袋の種類・販売方法

ア 種類

指定ごみ袋の種類については、市民・事業者の利便性、指定販売店の在庫管理、作製・流通の経費を考慮し、家庭系は「可燃・不燃兼用」、事業系は「可燃専用」の各1種類ずつとします。

サイズについては、ごみ排出量に適した袋を選択できるように複数のサイズを設けることとします。他市町村での導入実績や使用割合を参考に、家庭系は5L、10L、20L、40Lの4種類、事業系は20L、40Lの2種類とします。

形状については、扱いやすさや運びやすさを考慮し「持ち手つき袋」とし、耐久性や環境負荷についても配慮します。

【表 23 袋の種類とサイズ】

区分	袋の種類			サイズ			
	可燃専用	不燃専用	可燃・不燃兼用	5L	10L	20L	40L
家庭系	—	—	●	●	●	●	●
事業系	●	—	—	—	—	●	●

【表 24 袋の価格】

区分	サイズ				1L当たりの金額
	5L	10L	20L	40L	
家庭系	10円	20円	40円	80円	2.0円
事業系	—	—	150円	300円	7.5円

イ 販売方法

指定ごみ袋については、市民・事業者が日常的に購入できるよう、市内や市外（市境近辺）の指定販売店（スーパー、コンビニエンスストア等）において販売します。

各種類とも10枚1セットで販売し、ごみ袋の代金として手数料をお支払いいただきます。

【表 25 1セットの価格】

区分	サイズ				1セット当たりの枚数
	5L	10L	20L	40L	
家庭系	100円	200円	400円	800円	10枚
事業系	—	—	1,500円	3,000円	

(6) 減免措置

ごみ有料化に伴い、市民に新たな経済的負担が生じることから、社会的配慮が必要な世帯に対しては、負担軽減措置として手数料を減免します。

【表 26 減免対象】

減免対象	減免内容
<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護受給世帯</li><li>児童扶養手当受給世帯</li><li>特別児童扶養手当受給世帯</li><li>ひとり親家庭等医療費助成受給世帯</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1世帯あたり年間上限130枚※(20L)を交付</li></ul>

※ 52週/年のうち、燃やせるごみは2回/週、燃やせないごみは0.5回/週(2回/月)

## 7 併用施策

### (1) ごみ処理手数料の改定

#### ア 目的

更なるごみの減量を推進するとともに、受益者負担の適正化を図る目的から、処理施設に直接搬入する際のごみ処理手数料や、大型ごみ等処理手数料について、令和4(2022)年4月から改定を実施します。

#### イ 手数料金額・設定根拠

改定にあたっては、環境省が公表している一般廃棄物会計基準に基づき処理原価を算出し、本市における受益者負担の考え方を整理した上で、適正な手数料金額を設定します。

#### (ア) 直接搬入ごみ処理手数料

直接搬入ごみの処理原価は次のとおりです。

【表 27 直接搬入ごみの処理原価（平成 28(2016)年度）】

処理経費	発生量	処理原価
19 億 785 万円	58,612t	32.55 円/kg

#### a 事業系ごみ

事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系ごみについて、自らの責任において適正に処理しなければならないこととされており、ごみ処理手数料の徴収にあたっては処理原価相当額を徴収することが基本となっています。

事業系のごみ処理手数料を現行手数料の 24 円/kg から処理原価相当額の 32 円/kg へ改定を行った場合は 8 円/kg の値上げとなりますが、事業者に対する激変緩和を図るため、その半額である 4 円/kg の値上げを行い、手数料金額を 28 円/kg として設定します。

【表 28 事業系ごみの改定内容】

	現行	改定後	差額
手数料金額	24 円/kg	28 円/kg	4 円/kg
受益者負担率	73.7%	86.0%	12.3 ポイント

b 家庭系ごみ

引越し等の自己都合により処理施設に直接搬入する際のごみ処理手数料について、適正な手数料金額となるよう手数料の改定を行います。

これまで本市においては、事業系の半額となる水準を家庭系のごみ処理手数料として設定してきたことから、現行手数料 12 円/kg から 2 円/kg の値上げを行い、手数料金額を 14 円/kg として設定します。

【表 29 家庭系ごみの改定内容】

	現行	改定後	差額
手数料金額	12 円/kg	14 円/kg	2 円/kg
受益者負担率	36.9%	43.0%	6.1ポイント

【表 30 手数料金額・受益者負担率】

手数料金額(円/kg)	受益者負担率	備考
32.55	100.0%	処理原価相当額
32.00	98.3%	目標値(事業系) ※段階的に処理原価相当額に近づける形で改定
31.00	95.2%	
30.00	92.2%	
29.00	89.1%	
28.00	86.0%	改定後手数料(事業系) ※現行より4円/kg改定、家庭系の2倍
27.00	82.9%	
26.00	79.9%	
25.00	76.8%	
24.00	73.7%	現行手数料(事業系) ※家庭系の2倍
23.00	70.7%	
22.00	67.6%	
21.00	64.5%	
20.00	61.4%	
19.00	58.4%	
18.00	55.3%	
17.00	52.2%	
16.00	49.2%	
15.00	46.1%	
14.00	43.0%	改定後手数料(家庭系) ※現行より2円/kg改定、事業系の半額
13.00	39.9%	
12.00	36.9%	現行手数料(家庭系) ※事業系の半額



(イ) 大型ごみ等処理手数料

大型ごみ等の処理原価は次のとおりです。

【表 31 大型ごみ等の処理原価 (平成 28(2016)年度)】

処理経費	発生量	処理原価
8,192 万円	699t	117.20 円/kg

大型ごみ、特定大型ごみ、特定粗大ごみの処理手数料（証紙販売代金）について、適正な手数料金額となるよう手数料の改定を行います。改定にあたっては、証紙販売時における市民と販売店舗の金銭の授受を考慮し、50 円単位で改定を行うこととします。

改定においては家庭系ごみの直接搬入手数料の受益者負担率と同水準となるように、現行手数料 500 円/枚から 200 円/枚の値上げを行い、手数料金額を 700 円/枚として設定します。

【表 32 大型ごみ等の改定内容】

	現行	改定後	差額
手数料金額	500 円/枚	700 円/枚	200 円/枚
受益者負担率	30.4%	42.6%	12.2 ポイント

【表 33 手数料金額・受益者負担率】

手数料金額(円/kg)	証紙金額(円/枚)	受益者負担率	備考
117.20	1,644	100.0%	処理原価相当額
114.06	1,600	97.3%	
110.50	1,550	94.3%	
106.93	1,500	91.2%	
103.37	1,450	88.2%	
99.80	1,400	85.2%	
96.24	1,350	82.1%	
92.68	1,300	79.1%	
89.11	1,250	76.0%	
85.55	1,200	73.0%	
81.98	1,150	70.0%	
78.42	1,100	66.9%	
74.85	1,050	63.9%	
71.29	1,000	60.8%	
67.72	950	57.8%	
64.16	900	54.7%	
60.60	850	51.7%	
57.03	800	48.7%	
53.47	750	45.6%	
49.90	700	42.6%	改定後手数料 ※現行より200円改定 ※改定後の直接搬入(家庭系)(43.0%)と同水準
46.34	650	39.5%	
42.77	600	36.5%	※現行の直接搬入(家庭系)(36.9%)と同水準
39.21	550	33.5%	
35.64	500	30.4%	現行手数料
32.08	450	27.4%	

## (2) 戸別収集の検討

### ア 調査の実施

本市で戸別収集を実施する場合に必要な車両台数や職員数、収集経費を算定するにあたり、市内の道路状況や収集対象となる家屋等について調査を実施しました。

【表 34 実施した調査の内容】

調査項目	内容
道路状況調査	パッカー車の通行・転回の可否、狭隘道路や行き止まり箇所を確認し、パッカー車もしくは軽トラックで収集を行う地域を把握
対象家屋調査	収集対象となる戸建住宅、集合住宅、事業所等の戸数等を把握
集合住宅調査	集合住宅における専用の集積場所の有無を把握

【表 35 必要な車両の台数】

車両区分	ステーション収集	戸別収集	増車台数
パッカー車	36 台	55 台	19 台
軽トラック（狭隘道路）	0 台	6 台	6 台

### イ 戸別収集経費の算定

戸別収集を実施する場合は、収集箇所数が大幅に増加することに伴い、既存の収集体制では補いきれなくなる地域が生じることとなります。戸別収集に関する事前調査を踏まえ算定した戸別収集を実施するにあたり新たに必要となる経費は、約 4 億 1,000 万円（既存の収集体制では補いきれなくなる地域を民間事業者に委託した場合に必要な車両購入費、人件費、燃料費、保険料等）となり、ごみ有料化によって得られる収入（2 億 3,300 万円）を大幅に上回る結果となりました。

本市のごみ処理において課題となっている最終処分場の使用期限到来後の焼却灰の処理には、約 2 億 9,000 万円の経費が掛かることが見込まれており、焼却灰の処理に必要な財源を確保し課題解決を図らなければ、将来にわたり安定的にごみ処理を継続することはできません。

焼却灰の処理に必要な経費については、ごみ有料化で得られる収入を財源として見込んでいることから、焼却灰の処理と併せて戸別収集を実施することは困難な状況となっています。

【表 36 収入・経費の見込み】

項目	金額
ごみ有料化によって得られる収入	2億3,300万円
焼却灰の処理に必要となる経費	△2億9,000万円
戸別収集に必要となる経費	△4億1,000万円
差し引き（不足する財源）	△4億6,700万円

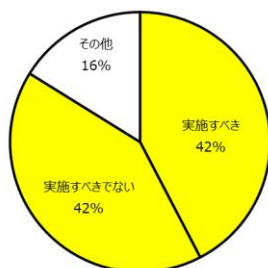
ウ 戸別収集に対する市民ニーズ

平成30(2018)年度に実施した「ごみ処理の課題に関する意見交換会」におけるアンケート結果によると、戸別収集については、「実施すべき」、「実施すべきでない」と回答している割合がそれぞれ全体の42%となっており、本市のごみ処理における課題を踏まえ、戸別収集の実施を望まないといった市民の御意見が半数程度存在しています。

【図 13 意見交換会アンケート結果】

質問：戸別収集について、どう思いますか。

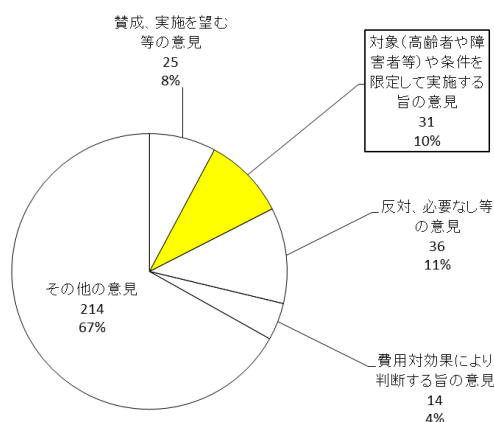
回答：実施すべき（839人）、実施すべきでない（822人）、その他（320人）、合計（1,981人）



【表 37 その他（16%）の意見の内訳】

意見分類	意見内容	回答数	割合
実施すべき	賛成、実施を望む等の意見	25	8%
	対象（高齢者や障害者等）や条件を限定して実施する旨の意見	31	10%
実施すべきでない	反対、必要なし等の意見	36	11%
その他	費用対効果により判断する旨の意見	14	4%
	その他の意見	214	67%
合計		320	100%

【図 14 その他（16%）の意見の内訳】



## エ 検証結果

戸別収集については、集積場所の問題解消や排出者責任の明確化によるごみの適正排出、排出者の利便性の向上等の効果が期待できる一方、収集箇所が増えることに伴い収集車両や職員、収集経費が増加することとなります。

検証の結果、本市において戸別収集を実施するには多額の経費が必要となり、経費を賄うための財源を確保することができないことや、戸別収集の実施を望まないといった市民の御意見も一定程度存在することから、戸別収集については現段階では導入を見送ることとし、引き続き検討を行うこととします。

## オ 代替施策の実施

意見交換会アンケート結果を分析すると「高齢者や障害者等、対象や条件を限定して実施する」といった意見も寄せられています。真にサービスを必要とする方に配慮するため、戸別収集の代替施策として、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難である高齢者や障害者等を対象に「安心まごころ収集※」の拡大を実施します。

また、ごみの減量と資源化の促進、集積場所における問題の発生等を踏まえ、集積場所の設置基準の見直しを行います。

※ ごみ（資源物）を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に実施している戸別収集のこと。また、声掛けをしてごみ（資源物）を収集することで、安否の確認も実施。

## 8 ごみ減量に向けた施策の実施にあたっての留意事項

### (1) 不適正排出等の対策

ごみ有料化の実施やごみ処理手数料の改定に伴い、指定ごみ袋を用いない不適正排出や集積場所以外への不法投棄が懸念されることから、他自治体の事例を参考に必要な措置を講じます。

#### ア 未然防止対策・抑止対策

不適正排出・不法投棄を防止するためには、制度開始前の未然防止対策と制度開始後の抑止対策を併せて実施することが効果的であることから、次の対策を実施します。

【表 38 未然防止対策・抑止対策】

	実施内容
未然防止対策	集積場所への周知看板の設置、各戸へのチラシのポスティング、説明会の開催
抑止対策	市職員や啓発員（民間委託）による巡回パトロール、監視カメラの設置、排出物の開封調査

#### イ 発生時の対応

集積場所において不適正排出があった場合は、啓発シールを貼り一定期間そのままにしておくことで、排出者に対して周知を行います。すぐに収集してしまうと、排出者への周知ができず、適正に排出している方との公平性を保てないため、一定期間はそのままにさせていただきますが、排出されたものが、交通に支障がある場合や防災上・衛生上やむを得ない場合は、周辺への影響を考慮し臨機応変に収集します。

また、不適正排出されたものの中に個人が特定できるようなものがある場合は、直接排出者に指導を行うことで再発防止を図ります。

### (2) 周知啓発と情報公開

様々な媒体や機会を活用し、ごみ有料化をはじめとする施策の説明を行うとともに、ごみ排出量や手数料収入の推移等の情報について定期的に公表します。

### (3) 評価と見直し

ごみ有料化をはじめとするごみ減量に向けた施策については、市の附属機関である「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」に定期的に報告を行い、施策の評価を実施するとともに、「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の改訂と合わせて、概ね5年ごとに施策の見直しを実施します。

## 9 パブリックコメント実施結果

### 「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和2年1月15日（水）～令和2年2月13日（木）

2 意見の件数 118件

3 意見提出者数 56人

#### 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	2人	4人	6人	6人	12人	26人	0人

#### 5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	計画全般に関する意見	12件
2	周知啓発に関する意見	17件
3	ごみ有料化に関する意見	22件
4	戸別収集に関する意見	21件
5	不適正排出・不法投棄対策に関する意見	10件
6	市政運営・財政運営に関する意見	8件
7	補助制度に関する意見	3件
8	収集・分別方法の見直しに関する意見	5件
9	焼却灰の処理に関する意見	5件
10	指定ごみ袋に関する意見	5件
11	減免措置に関する意見	2件
12	ごみ処理経費に関する意見	1件
13	その他の内容に関する意見	5件
14	パブリックコメント手続きに関する意見	2件
	合計	118件

## 「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」 パブリックコメントの実施結果（新旧対照表）

◆ 30 ページ

修正後
<p>イ 戸別収集経費の算定</p> <p>戸別収集を実施する場合は、収集箇所数が大幅に増加することに伴い、既存の収集体制では補いきれなくなる地域が生じることとなります。戸別収集に関する事前調査を踏まえ算定した戸別収集を実施するにあたり新たに必要となる経費は、約 4 億 1,000 万円（既存の収集体制では補いきれなくなる地域を民間事業者に委託した場合に必要となる車両購入費、人件費、燃料費、保険料等）となり、ごみ有料化によって得られる収入（2 億 3,300 万円）を大幅に上回る結果となりました。</p>
修正前
<p>イ 戸別収集経費の算定</p> <p>_____戸別収集に関する事前調査を踏まえ算定した戸別収集を実施するにあたり新たに必要となる経費は、約 4 億 1,000 万円 _____となり、ごみ有料化によって得られる収入（2 億 3,300 万円）を大幅に上回る結果となりました。</p>

修正後
<p>オ 代替施策の実施</p> <p>意見交換会アンケート結果を分析すると「高齢者や障害者等、対象や条件を限定して実施する」といった意見も寄せられています。真にサービスを必要とする方に配慮するため、戸別収集の代替施策として、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難である高齢者や障害者等を対象に「<u>安心まごころ収集*</u>」の拡大を実施します。</p> <p><u>また、ごみの減量と資源化の促進、集積場所における問題の発生等を踏まえ、集積場所の設置基準の見直しを行います。</u></p>

修正前
<p>オ 代替施策の実施</p> <p>意見交換会アンケート結果を分析すると「高齢者や障害者等、対象や条件を限定して実施する」といった意見も寄せられています。真にサービスを必要とする方に配慮するため、戸別収集の代替施策として、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難である高齢者や障害者等を対象に<u>安心まごころ収集*</u>の拡大や_____</p> <p>_____集積場所 の設置基準の見直しを行います。</p>



修正後							
<p>(1) <u>不適正排出等の対策</u></p> <p>ごみ有料化の実施やごみ処理手数料の改定に伴い、<u>指定ごみ袋を用いない不適正排出や集積場所以外への不法投棄が懸念されることから、他自治体の事例を参考に必要な措置を講じます。</u></p>							
<p>ア <u>未然防止対策・抑止対策</u></p> <p><u>不適正排出・不法投棄を防止するためには、制度開始前の未然防止対策と制度開始後の抑止対策を併せて実施することが効果的であることから、次の対策を実施します。</u></p>							
<p>【表 38 未然防止対策・抑止対策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>未然防止対策</u></td> <td><u>集積場所への周知看板の設置、各戸へのチラシのポスティング、説明会の開催</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>抑止対策</u></td> <td><u>市職員や啓発員（民間委託）による巡回パトロール、監視カメラの設置、排出物の開封調査</u></td> </tr> </tbody> </table>			実施内容	<u>未然防止対策</u>	<u>集積場所への周知看板の設置、各戸へのチラシのポスティング、説明会の開催</u>	<u>抑止対策</u>	<u>市職員や啓発員（民間委託）による巡回パトロール、監視カメラの設置、排出物の開封調査</u>
	実施内容						
<u>未然防止対策</u>	<u>集積場所への周知看板の設置、各戸へのチラシのポスティング、説明会の開催</u>						
<u>抑止対策</u>	<u>市職員や啓発員（民間委託）による巡回パトロール、監視カメラの設置、排出物の開封調査</u>						
<p>イ <u>発生時の対応</u></p> <p><u>集積場所において不適正排出があった場合は、啓発シールを貼り一定期間そのままにしておくことで、排出者に対して周知を行います。すぐに収集してしまうと、排出者への周知ができず、適正に排出している方との公平性を保てないため、一定期間はそのままにさせていただきますが、排出されたものが、交通に支障がある場合や防災上・衛生上やむを得ない場合は、周辺への影響を考慮し臨機応変に収集します。</u></p> <p><u>また、不適正排出されたものの中に個人が特定できるようなものがある場合は、直接排出者に指導を行うことで再発防止を図ります。</u></p>							

修正前	
<p>(1) <u>不法投棄 等の対策</u></p> <p>ごみ有料化の実施やごみ処理手数料の改定に伴い、<u>集積場所以外への不法投棄や指定ごみ袋を用いない不適正排出が懸念されることからパトロールや啓発の強化等、必要な対策を実施します。</u></p>	

茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針  
令和2年（2020年）3月発行

第1刷 100部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部資源循環課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



本印刷物は再生紙を使用しています。